

# 多様なネットワークで 子育て力のある地域社会へ

## 第1節 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

### 1 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る

#### 1) 乳児家庭の全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）等

乳児家庭の孤立化防止や養育上の諸問題への支援を図るため、乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」（2011（平成23）年7月現在、1,613市区町村で実施）や、養育支援が特に必要な家庭を訪問し養育に関する相談、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行う「養育支援訪問事業」（2011年7月現在、1,098市区町村で実施）を推進するなどにより、子育て家庭に対する切れ目のない支援を行っている。

特に、養育支援訪問事業では、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を対象とし、早期からの支援を行っている。

#### 2) 地域子育て支援拠点の設置促進

身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流ができるよう、「地域子育て支援拠点事業」を促進しており、

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、  
子育て等に関する相談・援助の実施、  
地域の子育て関連情報の提供、  
子育て及び子育て支援に関する講習等の実

施（月1回以上）  
を基本事業として取り組んでいる。

この度、従来の子育て支援拠点事業の3類型（ひろば型、センター型、児童館型）を再編し、公共施設の空きスペースや商店街の空き店舗、公民館、保育所等において、前述の基本事業を実施する「一般型」、一般型の事業に加えて、子育て親子が子育て支援に関する給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約、提供を行う利用者支援や、親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働による支援などの地域支援を実施する「地域機能強化型」、児童福祉施設等において子育て中の当事者をスタッフとして交えて基本事業を実施する「連携型」の類型により、子ども・子育て新制度への円滑な施行に向けた事業展開を図る。

このような地域における子育て支援の拠点については、量的な拡充とともに、当事者自身が共に支え合い、情報を交換し学び合う地域子育て支援活動の原点に根ざした活動を広げていくことが重要な課題である。

このような認識から、「NPO法人子育てひろば全国連絡協議会」が組織され、子育て支援者の資質向上に向け、各種セミナーや研修会の開催などを行っている。

また、幼稚園が、地域の実態や保護者の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすため、例えば、子育て相談の実施、子育てに関する情報の提供、未就園児の親子登園の実施、保護者同士の交流の機会の提供、園庭・園舎の開放、

子育て公開講座の開催、地域の子育てサークル等との交流などの子育て支援活動を実施する際に支援を行っている。このような子育て支援活動を実施している幼稚園の割合は、2011（平成23）年度現在、約87%になっている。

### 3) ファミリー・サポート・センターの普及促進

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進を行っている。2012（平成24）年度は699か所で実施されている。

また、2009（平成21）年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を行っている。2012年度は129か所で実施されている。

（2011（平成23）年度末現在の会員数：援助を受けたい会員383,321人、援助を行いたい会員129,744人、両方会員42,585人、活動実績1,595,851件）

### 4) 一時預かり、幼稚園の預かり保育

#### （1）一時預かり事業の推進

就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の緊急時における保育等の一時預かりサービスに対する需要に対応するため、一時預かり事業を実施している（2012（平成24）年度実施か所数：7,656か所）。

#### （2）幼稚園における預かり保育の推進

幼稚園の通常の教育時間（標準4時間）の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する人を対象に行われる「預かり保育」を実施する幼稚園に対して支援を行っている。近年の女性の社会

進出の拡大、都市化、核家族化などを背景として、多様化する保護者のニーズに伴い、「預かり保育」への要望が増加していることを受け、2008（平成20）年3月には幼稚園教育要領を改訂し、教育活動として適切な活動となるようその充実を図った。

2012年6月現在、「預かり保育」を実施している幼稚園の割合は、約81%になっている。

### 5) 商店街の空き店舗や小中学校の余裕教室や幼稚園等の活用

#### （1）商店街の空き店舗の活用

かつて地域経済の中心であった商店街は、近年、事業環境の変化により停滞傾向にあり、空き店舗の増加等が顕著になっている。商店街の活性化は、地域経済の活性化、地域コミュニティの形成にとって重要な要素であることから、空き店舗等を活用し、地域における子育て支援や親子交流等の機能を担う場の設置を促進することにより、商店街の活性化を図っている例がみられる。

#### （2）小中学校の余裕教室や幼稚園等の活用

近年、少子化に伴う幼児児童生徒数の減少等により、学校施設において、クラスルーム等の普通教室としての利用以外にも様々な用途に活用できるゆとりが生じている。学校施設は、地域住民にとっては身近な公共施設でもあることから、学校教育に支障がない範囲内で、地域の実情や需要に応じて積極的に活用していくことが望ましいと考えられる。

このため、小中学校の余裕教室や幼稚園等を地域における子育て支援や親子交流等の機能を担う場として活用することは有効な選択肢の一つと考えられる。

具体的な取組としては、国庫補助を受けた公立学校施設を転用する際の財産処分手続の大幅な弾力化や、活用事例を紹介したパンフレット作成等により、余裕教室等の有効活用を促している。

## 6) 子育て総合支援コーディネーター

現在、各市町村において様々な子育てを支援する事業が展開されているが、利用者にとっては、どこに相談したらよいのか、具体的な事業内容がどのようなものかなど、情報を把握する手段が多岐にわたりの確な情報を得られにくい状況にある。

こうしたことから、一時預かりや地域子育て支援拠点事業等の地域における多様な子育てを支援する事業の情報を一元的に把握し、利用者への情報提供等を行う子育て支援に関するコーディネート業務については、児童福祉法において、市町村の責務として位置づけられている。

これにより、個々の子育て家庭がその状況に応じた適切な事業を選択し、利用することを促進するとともに、市町村管内の子育て支援事業の実施状況が十分かどうか地域住民に開示されることにより、市町村におけるサービス供給体制の整備が推進されることが期待されている。

## 2 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する

### 1) NPO活動等の地域子育て活動の支援

子育てやしつけに関する悩みや不安を解消するためには、子どもを持つ親と地域の子育て経験者が交流する機会を設けるなど、子育て支援のネットワークづくりが重要である。

このため、身近な地域において、すべての

親が安心して家庭教育を行えるよう、子育て経験者等の地域人材を養成したり、それらの地域人材と専門家等との連携による家庭教育支援チームの組織化を図るなどして、保護者への学習機会の提供や相談対応等の取組を支援している。

### 2) 地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流

高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を実施しており、経験豊かな高齢者が地域における子育ての担い手として活躍している。

また、母親クラブや子育てサークルなど、地域住民の自主的な参加により活動している地域組織においては、登下校時の子どもの見守り活動や公園の遊具の安全点検、親子やお年寄りとの交流機会の提供、子どもとともに食の大切さを学ぶ文化活動などを行い、子どもを地域全体で支え、見守り、育てる活動を積極的に展開している。

### 3) 企業参加型の子育て支援

現在、地方公共団体においては、企業の協賛を得ながら子育て家庭に対する各種割引等のサービスを提供する「企業参画型の子育て支援事業（パスポート等事業）」の取組や親子や子どもを対象としたイベントや学習会開催等の「企業・NPO等の連携による子育て支援事業」の取組を推進している。



## 第2節

# 子どもが住まいやまちの中で安全 安心にらせるように

## 1 子育てに適した住宅・居住環境の確保を図る

### 1) 融資、税制を通じた住宅の取得等の支援

良質な持家の取得を促進するため、住宅金融支援機構における証券化支援事業のフラット35Sにより、耐久・可変性能等が特に高い住宅に係る金利引下げを行っている。また、住宅ローン控除等の税制措置を講じている。

### 2) 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

子育て世帯等を対象とする公的賃貸住宅の的確な供給や民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体的に推進し、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。

地域優良賃貸住宅制度では、賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃の減額に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国としても支援を行っている(2011(平成23)年度末時点管理実績約18.3万戸)。

都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度では、機構が整備した敷地を民間事業者に定期借地し、民間事業者による良質なファミリー向け賃貸住宅等の建設・供給を支援している(2012(平成24)年度末現在で約10,800戸)。

その他、高齢者等が所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化することへの支援や、子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等居住支援を行っている。

### 3) 公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保

公営住宅においては、子育て世帯について、入居者の選考に際し事業主体の判断により優先入居の取り扱いを行っている。また、小学校就学前の子どものいる世帯について、入居収入基準を緩和している。都市再生機構賃貸住宅においては、子育て世帯や子育て世帯との近居を希望する支援世帯に対して、新規賃貸住宅の募集(抽選)時の当選倍率を20倍に優遇し、また、周辺に子育て施設が立地するなど良好な環境が整った一定の既存賃貸住宅の募集(先着順)時には優先申込期間の設定をしている。

### 4) 公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進

大規模な公営住宅の建替えに際して社会福祉施設等を原則として併設することを求めるとともに、公的賃貸住宅と子育て支援施設等を一体的に整備する事業や子育て世帯等の居住の安定確保に資する先導的な取組に対し、国が直接支援を行っている。

また、市街地再開発事業等において施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助や保育所等に関する容積率制限の緩和等を行っている。

### 5) 街なか居住等の推進

都心における職住近接により子育て世帯を支援するため、都市部や中心市街地における住宅供給を誘導・促進している。

## 2

## 安全に安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーなどを推進する

### 1) 子育てバリアフリーの推進

#### (1) ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号、以下「バリアフリー法」という。）により、施設等（旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等）の新設等の際の「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務を定めるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、2020（平成32）年度末までの整備目標を定め、バリアフリー化の推進を図っている。

また、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しているとともに、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め協力を求める「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害者等の介助体験や疑似体験を行う「バリアフリー教室」等を開催しているほか、バリアフリー施策のスパイラルアップ（段階的・継続的な発展）を図っている。

#### (2) 建築物におけるバリアフリー化の推進

不特定多数の者等が利用する建築物について、一定規模以上の新築・増改築・用途変更をしようとする際に建築主に基準への適合義務を課すことにより、建築物のバリアフリー化を推進している。なお、誘導的な建築計画については所管行政庁が認定をすることができ、これにより認定を受けた一定の建築物について、助成制度等の支援措置を講じることにより、整備の促進を図っている。2011（平成23）年度までに 4,770件の建築物について

認定がなされている。

また、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」により、乳幼児用のいす・ベッドを設けた便所や授乳のためのスペース等乳幼児連れの利用者に配慮した設計の考え方や優良な設計事例等について、主として建築主や設計者等に周知することでバリアフリー化を促進している。さらに、2012（平成24）年7月に同設計標準を改訂し、授乳やおむつ替えのためのスペースに係る記述や設計事例等の充実も図っている。

#### (3) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

公共交通事業者等に対して、旅客施設の新設・大規模な改良及び車両等の新規導入の際に移動等円滑化基準に適合させることを義務付け、既存施設については同基準への適合努力義務が課されているとともに、その職員に対し、バリアフリー化を図るために必要な教育訓練を行うよう努力義務を定めている。さらに、旅客船、鉄道駅等旅客ターミナルのバリアフリー化やノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシーの導入等に対する支援措置を実施している。

#### (4) 都市公園及び河川空間等のバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づく基準や、2007（平成19）年度に策定・公表（2012年3月改訂）した「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」により、都市公園におけるより一層のバリアフリー化を推進している。また、社会資本整備総合交付金等により、妊婦、子ども及び子ども連れの人にも配慮しつつ、すべての人々の健康運動や遊びの場、休息、交流の場等となる都市公園の整備を推進している。

また、河川空間において、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じたまちづくりと一体となった水辺整備の支援等を行っている。さらに、妊婦、子ども及び子ども連れの人が日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然とふれあえるように



都市公園におけるバリアフリー化された休憩所の例

するため、バリアフリーに配慮した海岸保全施設の整備を行っている。

## 2) 道路交通環境の整備

妊婦、子ども及び子ども連れの人などが安全にかつ安心して通行することができるよう、生活道路等において、都道府県公安委員会による最高速度 30km/h の交通規制の実施、信号機等の整備、道路管理者による歩道、ハンプ(車両の低速走行等を促すための道路に設ける盛り上がり(凸部)のこと)、シケイン(車両通行領域の線形をジグザグまたは蛇行させて低速走行を促すもの)の整備、交差点のコンパクト化等を重点的に実施し、歩行空間の整備及び通過交通の進入や速度の抑制に努めている。また、2012(平成24)年4月に相次いで登下校中の児童生徒等が巻き込まれる交通事故が発生したことを受け、通学路を対象に、学校、教育委員会、道路管理者、警察が連携し、保護者、地域住民等の協力も得て実施した緊急合同点検の結果も踏まえ、通学路における交通安全対策を推進する。

あわせて、バリアフリー法に基づき、都道府県公安委員会では、音響信号機、歩行者感应信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備を推進するとともに、道路管理者では、幅の広い歩道の整備や、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、エレベーター等の付いた立体横断施設の設置等に取り組み、歩行空間のバリアフリー化に努めている。

## 3) 交通安全教育等の推進

家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、幼児や小・中・高校生に対し、子どもの発達段階に応じた交通安全教育を推進している。

また、チャイルドシートの正しい使用の徹底や、幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及、児童又は幼児が自転車に乗車する際のヘルメットの着用促進などを図っているところである。

## 4) 子ども目線のものづくりの推進 (キッズデザインの推進)

子どもの安全・安心と健やかな成長発達につながる生活環境の創出を目指したデザインである「キッズデザイン」の開発・普及を推進している。2007(平成19)年度に、キッズデザインに優れた製品や取組等を表彰する「キッズデザイン賞」が創設され、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会において運営がなされている。キッズデザイン賞の受賞作品には「キッズデザインマーク」の使用が認められる。第6回目にあたる2012(平成24)年においては、企業、地方自治体、研究機関などから合わせて377点の応募があり、そのうち249点が受賞した。

### 第2-3-1図 キッズデザインマーク



出典：経済産業省資料

また、子どもを安全かつ安心して生み育てられる生活環境の整備に向けて、子どもの事故予防に配慮された設計・デザインによる製品の開発を、産業界が積極的かつ持続的に推進する体制を構築し、キッズデザインによる製品市場の拡大を目指して「キッズデザイン製品開発支援事業」を実施している。具体的には、より安全・安心な製品を開発する上で

必要となる、子どもの事故情報の分析データ、子どもの身体寸法や行動特性データ等を、業種の異なる企業・業界団体等に広く提供している。この事業で得られた成果をホームページ「キッズデザインの輪」(<http://www.kd-wa-meti.com/index.html>)において公開している。